

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）（参第二

九号）要旨

本法律案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援を明記する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電子メールを送信する行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に含め、規制の対

象とする。

二、警告に係る通知並びに禁止命令等に係る申出及び通知

1 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければな

らず、警告をしなかつたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならない。

2 警告を求める旨の申出をした者の申出によつても、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は禁止命令等をすることができる。公安委員会は、当該申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならず、禁止命令等をしなかつたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

三、国及び地方公共団体の支援等

1 国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記する。

2 国及び地方公共団体は、1の支援、ストーカー行為等の防止に関する啓発等及び当該防止に関する活動等を行つてゐる民間の自主的な組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備、当該組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ

い。

四、禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大

1 被害者の居所若しくは加害者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。）の所在地又はつきまとい等が行われた地を管轄する公安委員会においても、禁止命令等をすることができるようとする。

2 警告又は仮の命令をすることができる警察本部長等について、1と同様の改正を行う。

五、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他的好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

